

三田市長 あて

住 所 _____

氏 名 _____ (※)

(※) 本人が手書きをしない場合は、記名押印してください。

電話番号 _____

空き家バンク利用者登録申込書

三田市空き家バンク制度要綱に定める制度の趣旨等を理解し、空き家の情報を利用したいので、同要綱第7条第1項の規定により下記の事項に同意し、利用登録を申し込みます。ついては、同要綱第7条第2項の各号に掲げる者であり、かつ第7条第4項各号に掲げる者でないことを誓約します。

記

1. 登録内容は、空き家バンク利用者カードに記載のとおりです。
2. 次に掲げる全ての事項について同意します。
 - (1) 希望する空き家の情報提供等を依頼する時には、当該物件登録者及び地域の代表者へ空き家バンク利用者登録申込書の写し等を開示すること。
 - (2) 物件登録者との誠意ある契約交渉に臨み、契約交渉に関する全ての事項については、物件登録者との間で解決すること。
 - (3) 契約交渉に係る全てについて、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会三田・丹波支部（以下「兵庫県宅建協会三田・丹波支部」という。）へ媒介等を依頼し、情報を提供すること。
 - (4) 要綱第7条第4項各号に掲げる者でないことを市が関係部署に照会すること及び同市の指示により確認書類を提出すること。

《注意事項》

1. 市では、空き家情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。物件登録者と利用登録者間で行う物件の売買や賃貸借に関する交渉、契約等に関しての媒介行為は行いません。媒介行為に係る業務については、兵庫県宅建協会三田・丹波支部に市から依頼します。

なお、兵庫県宅建協会三田・丹波支部の媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第17号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。
2. 三田市個人情報保護条例（平成12年三田市条例第5号）の規定に基づき、申し込みされた個人情報は、本制度の目的以外に利用いたしません。

以上